変わる? 業の働き方は

なぜ今「働き方改革」が 必要なのか? 「働き方改革」の目指すもの。

きるようにするための改革です。 応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」で 「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に

や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作るこ の課題に対応するためには、投資やイノベーショ とが必要です。 ンによる生産性向上とともに、就業機会の拡大 人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」など 日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢

がより良い将来の展望を持てるようにするこ とを目指します。 長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとり 働き方を選択できる社会を実現することで、成 働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な



中小企業・小規模事業者の働き方改革

場づくりが重要です。 が人手不足解消につながることから、人手不足 産性向上に加え、働き方改革による魅力ある職 感が強い中小企業・小規模事業者においては、生 職場環境の改善など「魅力ある職場づくり」

強みもあります。 い」など、中小企業・小規模事業者だからこその 取組に当たっては、「意識の共有がされやす

働き方改革により魅力ある職場をつくりましょう。 **績の向上」⇒「利益増」の好循環**をつくるため[・] 「魅力ある職場づくり」⇒「人材の確保」⇒「業

> 2019年4月から「働き方改革関連法」が 順次施行され、時間外労働の上限規制や

同一労働同一賃金の適用など、中小企業

を取り巻く労働環境が大きく変わ

ります。本特集では、働き方改革 関連法のポイントと、特に中小

いて解説します。

企業が対応すべき項目につ



次ページでは働き方改革関連法の概要をご説明します!

き

方 改

革 関

の

ポ

働 き

方改革

一関連法

の

ポ

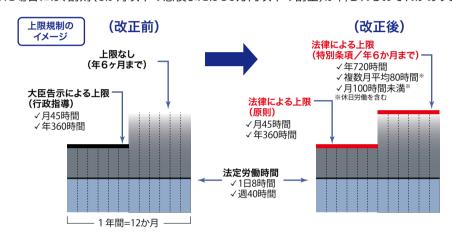
1

【大企業:2019年4月施行、中小企業:2020年4月施行】

- ①今回の改正によって、法律 L、時間外労働の L限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別な事情 がなければこれを超えることができなくなります。
- ②臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。
 - ⇒ 時間外労働が年720時間以内
 - ⇒ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ⇒ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て

ひと月当たり80時間以内

- ⇒ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- ③上記に違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。



年5日の年次有給休暇の確実な取得が必要です!

【2019年4月施行】

- ①年10日以上の年次有給休暇が付与されるすべての労 働者に対し、**年5日の年次有給休暇を取得させること** が使用者の義務となります。
- ②労働者ごとに、**年次有給休暇を付与した日(基準日)** から1年以内に5日について、取得時季を指定して年 次有給休暇を取得させなければなりません。
- ③時季指定に当たっては、**労働者の意見を聴取**しなけれ ばなりません。また、できる限り労働者の希望に沿っ た取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう 努めなければなりません。
- ④労働者ごとに**年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存** しなければなりません。
- ⑤使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場 合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季 指定の方法等について、就業規則に記載しなければな りません。
- ⑥①・⑤に違反した場合には罰則が科されることがあり ます。

(例) 入社日: 2019/4/1 休暇付与日: 2019/10/1 (10日付与)



1. 使用者が労働者に取得時季の意見を聴取 (面談や年次有給休暇取得計画表、メール、システムを利用した意見聴取等、任意の方法による)



2. 労働者の意見を尊重し、使用者が取得時季を指定



正規雇用労働者と非正規雇用労働者間(短時間・有期契約・派遣労働者)の 不合理な待遇差が禁止されます!(同一労働同一賃金の適用)

短時間・有期労働者は【大企業:2020年4月施行、中小企業:2021年4月施行】 派遣労働者は【大企業、中小企業とも2020年4月施行】

どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようになります。

- ①同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合 理な待遇差を設けることが禁止されます。
- ②非正規雇用労働者は、正規雇用労働者との待遇差の内容や理由などについて、事業主に対して説明を求めることができ るようになります。事業主は説明を求められた場合、説明する義務があります。

均衡待遇規定

(不合理な待遇差の禁止)



①職務内容※2、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情

の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

均等待遇規定

(差別的取扱いの禁止)



①職務内容※2、②職務内容・配置の変更の範囲 が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの ※2 職務の内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

派遣労働者については、次のいずれかを確保することを義務化します。

- (1)派遣先の労働者との均等・均衡待遇
- (2) 一定の要件を満たす労使協定による待遇
- ★併せて、派遣先になろうとする事業主に対し、派遣先労働者の待遇に関する 派遣元への情報提供義務を新設します。

「勤務間インターバル」制度の 導入を促します(努力義務) 【2019年4月施行】

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以 上の休息時間(インターバル)を確保し、働く方々の十分 な生活時間や睡眠時間を確保することを目指します。

「フレックスタイム制」を拡充します 【2019年4月施行】

フレックスタイム制の労働時間について、清算期間を1か 月⇒3か月に延長することで、子育てや介護といった生活 上のニーズに合わせて労働時間が決められ、より柔軟な 働き方が可能になります。

「高度プロフェッショナル制度」を新設します 【2019年4月施行】

高度の専門的知識を有し、職務の範囲が明確で一定の年 収要件を満たす労働者を対象として、労働者本人の同意を 前提として、休日確保措置や健康・福祉確保措置を講ずる ことにより、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日 及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない制度です。

月60時間を超える残業は、 割増賃金率を引き上げます 【2023年4月施行】

月60時間超の残業割増賃金率を、中小企業でも25%⇒ 50%に引き上げます。

労働時間の状況を客観的に把握するよう、 企業に義務付けます

【2019年4月施行】

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管 理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的 な方法その他適切な方法で把握されるよう、法律で義務 付けます。

「産業医・産業保健機能」を強化します 【2019年4月施行】

産業医の活動環境を整備するとともに、労働者に対する 健康相談の体制整備と事業者による労働者の健康情報 の適正な取扱いを推進します。

働き方改革のご相談は「京都働き方改革推進支援センター」へ

労働時間の短縮、非正規社員の待遇改善、労働関係助成金の活用など、働き方改革の実現に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々 が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ無料相談窓口として厚生労働省・京都労働局の委託事業として開設しています。 電話・メール・来所での相談、企業への専門家の派遣、セミナー・出張相談会への参加など、いずれも無料で相談が受けられます。ご希望に 応じて、専門家が企業に直接訪問して相談が受けられます。セミナー・出張相談会も開催しますのでご活用ください。

京都働き方改革推進支援センター(平成31年4月5日 開設) 詳細はこちら http://langate.co.jp/hk26/

所 在 地 京都市中京区泉正寺町328 西川ビル4F

電話番号 0120-417-072

最 寄駅 阪急京都線烏丸駅 徒歩5分/京都市営地下鉄四条駅 徒歩8分 開所日時 月曜から金曜の午前9時から午後5時(土・日・祝休)